

厚生労働省発職雇 0330 第 1 号

平成 27 年 3 月 30 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 平成二十七年四月一日以後の重度障害者等通勤対策助成金等の支給に関する措置

一 重度障害者等通勤対策助成金の支給に関する措置

重度障害者等通勤対策助成金のうち、住宅の新築等助成金は、平成二十七年四月一日以後に支給を受けることができることとなった事業主又は事業主の団体に対しては、当分の間、機構において支給しないものとする。

二 障害者能力開発助成金の支給に関する措置

障害者能力開発助成金は、平成二十七年四月一日以後に支給を受けることができることとなった事業主等に対しては、当分の間、機構において支給しないものとする。

第二 その他

この省令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。